

平成 22 年 12 月 16 日
自動車交通局

パワーウインドの挟込みによる事故の未然防止について

本年 7 月に独立行政法人国民生活センターが公表した資料によると、2005 年度以降の 5 年間でパワーウインドに指を挟まれて骨折をした等の事例が 23 件寄せられております。

このため、消費者庁では、国土交通省をはじめとする関係省庁等をメンバーとして「パワーウインドによる挟込み事故に係る検討会」を開催し、消費者の安全を効果的に確保するための対応のあり方を検討してきました。その結果、同検討会では、パワーウインドによる指等の挟込み事故の未然防止のため、パワーウインドの使用に関する注意事項の消費者への注意喚起が重要との結論がまとまりました。これを受け、国土交通省では、次の事項について、自動車関係団体に対して別紙 1 のとおり注意喚起に関する協力依頼を行いましたのでお知らせします。

<パワーウインドの使用に関する注意事項>

- パワーウインドの構造上の特性や、自らが所有する自動車の操作方法を理解すること。
- 後部座席等に子どもが乗っている状況では、パワーウインドのロック機能及びチャイルドシートを使用すること。
- 他席のウインドの操作の前には、声かけや確認をすること。

なお、パワーウインドの使用に関する注意事項については、別紙 2 のとおり国土交通省のホームページ www.mlit.go.jp/RJ/ (自動車のリコール・不具合情報トップページ) > 自動車を安全に使うためには) に掲載しております。

(問い合わせ先)

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 審査課
佐藤、高木

電話 03-5253-8111 (内線 42352)
03-5253-8597 (直通)